明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（**総務**六七）　二
○計量法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**五二）　四
○計量法関係手数料規則の一部を改正する省令（**同**五三）　五
○一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（**同**五四）　七
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**環境**一九）　八

〔告　示〕

○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（**総務・経済産業**七）　九
○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（**外務**二六六）　一七
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（**同**二六七）　一九
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示（**財務・経済産業**三）　二〇
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件（**農林水産**一六九四）　二二
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物を定める件（**環境**三五）　二三
○無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（**同**三六）　二四
○道路に関する件（**東北地方整備局**六八）　二三
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一〇一～一一〇）　二五
○道路に関する件（**近畿地方整備局**七四）　二五
○道路に関する件（**中国地方整備局**六〇）　二五
○道路に関する件（**四国地方整備局**四五～五一）　二六
○道路に関する件（**北海道開発局**一一〇）　二六
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一六、一七）　二六

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価、公示送達関係　二六
裁判所

破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市計画事業変更、令和元年度ガス主任技術者試験の合格者関係　二七
地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四〇
会社その他

会社決算公告　四一
　四三